

京都市都市計画局との意見交換会

日 時 平成30年7月27日(金) 午前10時00分～午前11時00分

場 所 京都市役所 G会議室

出席者(敬称略)

京都市都市計画局

一般社団法人京都電業協会

公共建築部	公共建築企画課担当課長	田中 良幸	会 長	小野 昭
同	公共建築建設課担当課長	辻 誠	副会長	木下 博之、小滝 寛
同	公共建築建設課担当課長	杉本 憲二	常任理事	山科 隆雄、進藤 久和
同	公共建築整備課 課長	武村 純一		山本 利廣、小野 俊輔
都市企画部	都市総務課 担当課長	大西 一範	専務理事	小林 章一
同	都市総務課電気検査係長	高見 俊輔	理 事	植田 司郎
同	都市総務課	戸田 祥嗣	事務局	齋藤 順

(司会者 一般社団法人京都電業協会 常任理事 山科 隆雄)

1. 京都電業協会挨拶 会長 小野 昭

2. 京都市都市計画局挨拶 都市企画部 都市総務課担当課長 大西 一範

3. 京都市都市計画局からの連絡事項

(1) 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化について

① 工事関係書類一覧表に示した書類のうち、事業者の負担軽減を図るため一部の書類を提出不要とした。平成30年7月以降設計分の案件より適用するので、詳細は都市計画局ホームページで確認の上、施工の際は注意願いたい。

(例)・施工体制台帳のうち、建設業法で義務化されていないもの

・他の書類で機能を満たせるもの(工事日報…3週工程表で機能を代替)

(2) 下請業者の社会保険加入の促進について

① 社会保険未加入対策の一環として、平成30年7月より「労働関連法令遵守状況報告書」提出対象外の工事(予定価格5千万円以下)についても、全ての下請事業者の社会保険適用状況を施工体制台帳等で確認することとした。

② 社会保険未加入者を確認した場合には、工事担当課から受注者への加入指導を行うとともに、京都市から建設業許可担当部署※へ通報する。

③ 請負代金内訳書に法定福利費概算額の明示を求めている。

各事業者におかれては適切な対応をお願いしたい。

(協会補足)

※建設業許可担当部署…京都府知事許可の場合 建設交通部指導検査課

4. 京都電業協会からの質問・要望事項

(1) ご発注に関する事項について

(協会から)

- ① 景気の変動に関わらず一定数の発注を維持して頂き、発注時期についても偏りのないようお願いしたい。
- ② 今年度および次年度以降の主な電気設備工事の発注予定をお聞かせ願いたい。

(京都市から)

- ① 原則として、市民のニーズに基づき、完成時期を基準として施設整備を進めることが大前提であるが、受注者および監督員の負担軽減も考慮し、工事発注が一定の時期に偏らないよう、可能な範囲で発注の平準化に努めていきたい。
- ② 今年度以降の主な発注予定については次の通り。今年度分の詳細は発注見通しを参照願いたい。

[平成30年度分]

下京雅小学校整備

京北小中一貫校整備

安祥寺中学校(体育館・プール複合施設整備) 等

[次年度以降計画]

新定時制高校整備、洛西子育て支援施設整備、北消防署等を計画。

ただし、予算編成の都合上、変更の場合がある。

(2) 地元業者の育成について

(協会から)

- ① 電気設備工事の分離発注、並びに地元中小企業への発注を今後もご継続頂きたい。また、「市役所北庁舎建替」や「市立芸術大学移転事業」等の大規模工事においても、地元中小企業の参入機会を最大限確保して頂きたい。
- ② 企業数・技術者数が減少していく中、技術継承の観点から1社でも多くの企業が施工の機会を得られるよう、施工実績要件の緩和をお願いしたい。

(京都市から)

- ① 以前から、分離分割発注を原則とした発注を行なっている。また、公契約基本条例では、原則として市内中小企業へ発注することと定められており、今後も、特殊工事を除き、市内中小企業への優先発注や分離分割発注を継続して努めていく。
- ② 本市ではランク発注を原則としており、都市計画局が発注する工事では、特殊工事や極めて大規模な工事に限り入札参加資格要件として施工実績を付す場合がある。施工実績要件を付す必要がある場合においても、市内中小企業によるJV結成を可能とする条件設定など、市内中小企業の受注機会の拡大に努めていきたい。

(3) 総合評価方式の普及に向けた要望について

(協会から)

- ① 総合評価方式一般競争入札の今後の方針についてお聞かせ願いたい。
- ② 他県・政令市等で、技術者資格や工事实績等の一部項目を年度当初に「事前評価」している事例がある。総合評価方式普及の観点から試行をお願いしたい。

(京都市から)

- ① 総合評価方式は、予定価格5千万円超で総合評価に適している工事で採用している。今後も継続していきたいと考えている。今年度の採用は1件のみの予定であるが、理由は、一般的な電気工事の案件であるために技術提案の優劣等を総合的に評価する内容の工事が無いことや、技術提案書の作成に負担が生じることで応札者が無く入札不成立になることがある。入札の不成立は、事業の進捗に大きな影響があるため、慎重な対応を取っている。
- ② 一部項目の事前評価については、他都市の例、他業種の実態、利点と課題等検証すべき項目が多く、現時点では事前評価制度の実施は困難であるが、「働き方改革」と審査の合理化・簡素化の観点から研究していきたい。

(4) 電気工事業界の人材確保のために必要な施策について

(協会から)

- ① 若手技術者の採用と育成が急務であるが、中小企業が独自に採用活動に取り組むのは困難である。一方、府立・京都市立高校(技術系)で電気科等を履修している高校生の電気設備工事業界への就職が少なく、電気設備工事業者が学校を含む地域インフラの維持に関与していることについての学生、進路指導教員の認知度が低いこと(≒業界のPR不足)も判った。

このため、当協会が地元中小企業と高校生との橋渡し役となるべく、学生への体験機会の提供や学校等への広報を通じ、地元中小企業の「担い手確保」を支援する活動を強化することとしたので、発注部局からのご支援、助言を頂きたい。

- ② 施工現場での「週休二日制」の推進のために何が必要か、お聞かせ願いたい。

(京都市から)

- ① 建設業に関わる者として「担い手確保」を官民一体で取り組む必要性を感じている。学校の進路指導部との連携も含め、具体的な検討機会が持てないか考えてみたい。業界の認知度を上げるのが第一であると考えており、互いにアイデアを出して協力できることは一緒に行なっていきたい。
- ② 「週休二日制」を検討するにあたり、工期面での課題(例:建築工程に設備等が影響を受ける)を考慮する必要がある。また、国において、週休二日の達成有無に応じて労務費の割増を試行的に2方式(当初設計から割増を行い未達成時に減

額変更を行う「不達時の減額」方式、当初は割増を行わず達成時に増額変更を行う「達成時の加算」方式)で実施しているが、本市でどのように対応するか、慎重な判断を要すると考えている。

本市からアンケートを実施する予定が有るので、協力を願いたい。

(5) その他(現場での諸問題等)

(協会から)

- ① 設計図書の内容数量等に疑義を感じたとき、相談・契約変更等に柔軟に応じて頂きたい。
- ② 工期延長が生じた場合に実際に発生した増加経費の扱いについて、考えをお聞かせ願いたい。協会員から、他工種の影響による工期延長により現場に配置した専任技術者(1級技術者)等が長期間拘束される事例があり、「工期延長に伴い発生した現場経費の増額が認められない」「経費率を変更しても増加経費を賄えない例がある」との声が寄せられているので紹介する。

(京都市から)

- ① 設計図面を基に積算するのが大前提であり、数量内訳書は参考として捉えて頂きたい。大規模工事の場合は、質問の機会も用意されているので活用願いたい。担当者によって取扱いに差が生じないように努めたい。
- ② 共通費は、直接工事費に工期に応じた経費率を掛け算出する。経費率は国が統計的に算定しており、工期の延長の場合は経費率の増額変更で対応することとなる旨、ご理解願いたい。

5. 閉会挨拶 京都電業協会 副会長 木下 博之